

履歴事項全部証明書

東京都新宿区新宿五丁目15番地
特定社会保険労務士法人新宿社会保険労務士事務所

会社法人等番号	0111-05-009532
名称	特定社会保険労務士法人新宿社会保険労務士事務所
主たる事務所	東京都新宿区新宿五丁目15番地
法人成立の年月日	令和2年9月29日
目的等	<p>当法人は、次に掲げる業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 社会保険労務士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ）を作成すること。</p> <p>(2) 申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。</p> <p>(3) 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること。</p> <p>(4) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会における同法第5条第1項のあっせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の7第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第47条の7第1項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条の5第1項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>(5) 地方自治法第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>(6) 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第1号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものを行うものについて、紛争の当事者を代理すること。</p> <p>(7) 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録</p>

